⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　平成28・29・30年度総務省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等（広告・宣伝、会場等の借り上げ又はその他）」の資格等級Ａに格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

⑷　総務省及び他省庁等から物品等の契約に係わる指名停止を受けている期間中でないこと。

⑸　入札説明書の交付を受けた者であること。

⑹　その他入札説明書による。

３　入札説明書の交付場所等

⑴　入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所、入札書の提出場所及び問い合わせ先

〒100―8927　東京都千代田区霞が関２―１―２　消防庁国民保護・防災部防災課防災企画係　渡部　電話03―5253―7525

⑵　入札説明会の日時及び場所　平成28年６月15日15時00分　消防庁会議室（中央合同庁舎第２号館３階）

⑶　入札説明書の受領期限　平成28年７月15日17時00分

⑷　開札の日時及び場所　平成28年７月28日15時00分　消防庁会議室（中央合同庁舎第２号館３階）

４　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除

⑶　入札者に要求される事項　入札者は、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

⑸　契約書作成の要否　要

⑹　落札者の決定方法　予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格で有効な入札を行った入札者を落札者とする。

⑺　その他　詳細は入札説明書のとおりとする。

５　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Hideki Yamaguchi, Director of the General Affairs Division, Fire and Disaster Management Agency

⑵　Classification of the products to be procured : 71

⑶　Renewal of e-learning system for fire protection and crisis management, and designing and development of the system for transition of virtual platform for common IT infrastructure of FDMA

⑷　Delivery period : as shown in the tender documentation

⑸　Delivery place : as shown in the tender documentation

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause

②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting

③　have Grade A “Service, advertising, the place to lease or etc.” in the Kanto・Koushinetsu district, in terms of the qualification for participating in tenders by Ministry of Internal Affairs and Communications (Single qualification for every ministry and agency) in fiscal years 2016, 2017 and 2018

⑺　Date and time of tender explanation meeting : 15 : 00, 15 June 2016

⑻　Time-limit for tender : 17 : 00, 15 July 2016

⑼　Contact point for the notice : Hiroyuki Watabe Disaster Management Division, Civil Protection and Disaster Management Department, Fire and Disaster Management Agency, 2―1―2 Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo 100―8927 Japan, Tel 03―5253―7525

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年５月26日

支出負担行為担当官

国税庁長官官房会計課長　重藤　哲郎

◎調達機関番号　015　◎所在地番号　13

１　調達内容

⑴　品目分類番号　76

⑵　購入等件名及び数量

振替納税領収証書に関する周知はがき等2,430,868枚

⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。

⑷　履行期限　平成28年11月30日（最終）

⑸　納入場所　当庁の指定する場所。

⑹　入札方法　入札金額は、１枚当たりの単価に予定数量を乗じた総価を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　平成28・29・30年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）において、業種区分が「物品の製造」であって、「Ａ」又は「Ｂ」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者、又は、当該競争参加資格を有していない者であって、入札書の受領期限までに競争参加資格審査を受け、「物品の製造」の「Ａ」又は「Ｂ」の等級に格付けされた者であること。

⑷　各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。

⑸　経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

３　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び入札説明書の交付場所

〒100―8978 東京都千代田区霞が関３―１―１東受付室内入札説明室

⑵　入札説明書の交付方法　随時交付する。

⑶　入札書の受領期限　平成28年８月３日17時00分。

⑷　開札の日時及び場所　平成28年８月５日15時00分　国税庁第５会議室

４　電子調達システムの利用

本件は、電子調達システムを利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、紙による入札書の提出も可とする。

詳細については入札説明書のとおり。

５　その他

⑴　契約の手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。

⑶　入札者に要求される事項　この一般入札に参加を希望する者は、当庁が交付する入札説明書で定める「証明書等」を提出し、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合はこれに応じなければならない。